

第1回「化学物質管理強調月間」が実施されます

期 間：令和7年2月1日～2月28日

スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。また、化学物質による労働災害では、有機溶剤や特定化学物質以外の規制の対象となっていない物質に起因するものが多くを占めていることから、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止対策を適切に実施する制度が導入されました。

厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るために、令和6年度「**化学物質管理強調月間**」を展開することとなりました。



職場のあんぜんサイトより

令和6年度 化学物質管理強調月間 実施要項（抜粋）

事業者の実施事項

- ・ 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（SDS）による危険有害性等の確認
- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ・ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ・ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ・ **日常の化学物質管理の総点検**
（別紙「**化学物質の自律的な管理に関する自主点検表**」をご活用下さい）
- ・ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・ スローガン等の掲示
- ・ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

化学物質による事故はあなたの職場でも起こります

化学物質に係る労働災害は化学工場に限定された災害ではありません。製造業に限らず、建設業、商業、清掃業など幅広い業種で発生しています。

災害の原因となる製品では、洗剤や洗浄剤、消毒・殺菌・漂白によるものが圧倒的に多く、作業別では清掃・洗浄作業中が約3割、容器への移し替え・補充、製造作業中、工事、点検・修理などで発生しています。

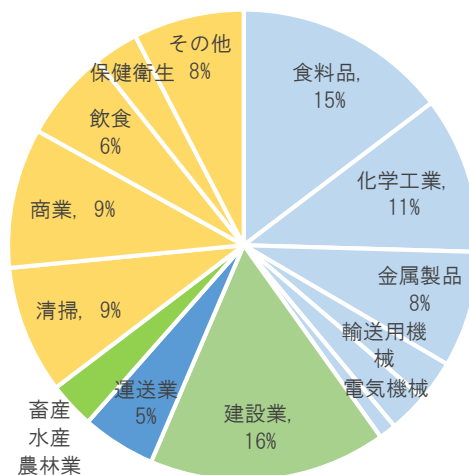


移し替え・補充



まぜるな危険

業種別発生状況



ラベル・SDSを確認、リスクアセスメントの実施

容器又は包装のラベル表示を確認。
SDSを入手して危険性・有害性を確認しましょう。



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ安全対策

ラベル



ラベルにより、化学製品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

SDS(安全データシート)

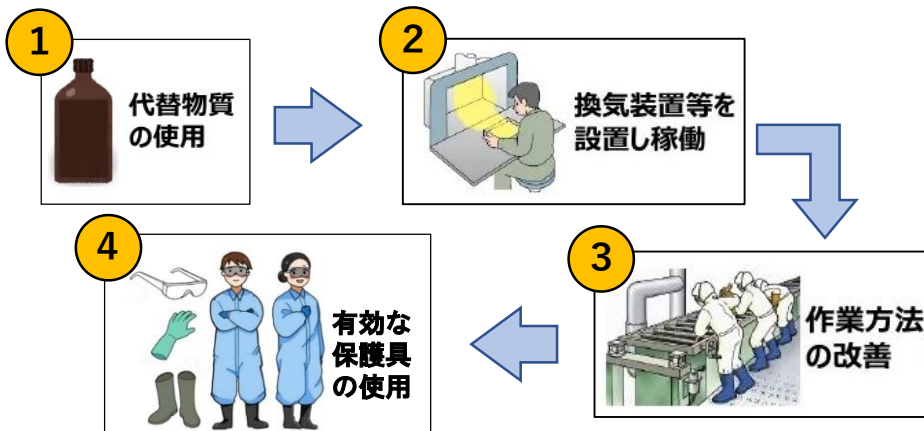


事業者間の取引時にSDSを提供し、化学製品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

リスクアセスメントの結果を踏まえて、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択して実施します。

ばく露低減の検討は、まず危険作業をなくしたり、作業方法を見直すことを検討して下さい。それらが難しいときは管理対策を検討します。保護具の使用は最後の対策です。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p>	

R6. 4. 1 時点



R7, R8 追加分



Q&A



マニュアル



<p>④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
<p>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&A</p>	
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&A も参照してください。</p> <p>Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。</p>	